

2008 年 10 月 29 日

特許権の存続期間の延長制度の対象分野について

一橋大学教授 相澤英孝

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会第 1 回特許権の存続期間の延長制度検討ワーキンググループに出席できないので、特許権の存続期間の延長制度の対象分野についての意見を述べる。

1. 特許権の存続期間の延長制度は、行政庁等の認可等のための審査等により特許発明を実施できない期間が発生することにより、特許権による保護期間が浸食されている場合に、浸食された期間を回復して、特許権の対象とされている発明に有効な保護を与えることによって、特許制度の目的を達成することを目的としている。

したがって、現在、対象が医薬品及び農薬に限定されているからといって、これらに限定すべきものではなく、行政庁等の認可等のための審査等により特許発明を実施できない期間が発生することにより、特許権による保護期間が浸食される場合には、期間の延長を認めるべきものであると考える。

2. (1) 特許権の存続期間を延長する制度を、特許権の存続期間が満了する間際になって延長を認めるとすれば、第三者の予測可能性を害する虞があり、特許権の存続期間が浸食される可能性が予測された時点で、速やかに、対象となるべきものを指定し、第三者の予測可能性を担保すべきものとする。

(2) 研究開発を行う時点において、行政庁等の認可等のための審査等による特許権の保護期間の浸食が予想されるとすれば、その時点において、特許権の存続期間を延長する制度を定めておかなければ、特許権による期待収益が減少する虞があり、特許制度によるインセンティブを減じることになる。特に、iPS 細胞に関連する発明などの先端的な発明に関連する発明について、特許権の存続期間が浸食される虞があるとすれば、その浸食を回復する措置を講じなければ、先端技術の発展を目的とする知的財産推進計画などの国家的な計画と

齟齬することになる。

(3) 特許権の存続期間の延長については、特許発明を実施するための各国の行政庁等の認可等のための審査等の規制の内容や手続が異なることが想定され、必ずしも、国際的な調和が優先されるべき問題ではないと考えられる。